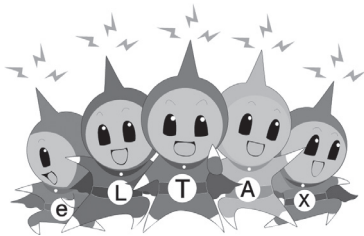


— 令和 8 年度 —

市民税・府民税・森林環境税

# 給与所得等に係る 特別徴収のしおり



エル タックス  
*e*LTAX

交野市ではインターネットを利用した電子申告サービス「eLTAX(エルタックス)」がご利用になれます。

市税の申告には、便利なエルタックスをご利用ください。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

— 交 野 市 —

# はじめに

日頃は、市民税・府民税・森林環境税の給与所得等に係る特別徴収事務にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度につきましても、先にお送りいただきました給与支払報告書等にもとづき、別紙のとおり給与所得等に係る特別徴収税額の通知書をお届けいたします。

つきましては、この「特別徴収のしおり」をご覧いただき、市民税・府民税・森林環境税の特別徴収について、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、このしおりの中の「**特別徴収**」は「**給与所得等に係る特別徴収**」と読み替えていただきますよう、お願い申し上げます。

■ 特別徴収について .....	2
■ 特別徴収税額の納入について .....	2～4
■ 納税者が転勤や退職などで異動した場合の手続き .....	5～6
■ 退職所得（分離課税）に係る市民税・府民税の特別徴収について .....	7
■ 市民税・府民税・森林環境税のあらまし .....	8～9
■ 各種様式 .....	巻末

様式1 ※	給与支払報告（特別徴収）に係る 給与所得者異動届出書	納税者が退職や転勤などの理由で異動された場合に、異動月の翌月10日までに提出してください。
様式2 ※	特別徴収切替依頼書	採用などで新たに特別徴収への切り替えが必要となった場合に提出してください。
様式3 ※	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	特別徴収義務者の所在地や名称等の変更がある場合に提出してください。
様式4 ※	退職所得に係る個人市民税・府民税の 納入申告書(個人事業主用)	<b>個人事業主の方が</b> 、従業員の退職所得に係る特別徴収税額を納入する場合に、市町村へ提出してください。
様式5 ※	退職所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額納入内訳書	退職所得に係る特別徴収税額を納入する場合に、内訳を記入し、あわせて提出してください。
様式6	市民税・府民税・森林環境税払込み 取扱局指定通知書	<b>近畿2府4県を除くゆうちょ銀行・郵便局</b> で新たに納入される場合は、 <b>当該ゆうちょ銀行・郵便局</b> に提出してください。

※ 様式1～5は、交野市役所のホームページ（<https://www.city.katano.osaka.jp>）からダウンロードできますのでご利用ください。

## ■ 特別徴収について

### 1. 特別徴収と普通徴収

特別徴収とは、給与支払者（特別徴収義務者）が、6月から翌年5月まで毎月給料を支払う際に、給与所得者（納税者）に係る市民税・府民税・森林環境税を各納税者の給料から差し引いて、翌月の10日までに納入する制度です。

また、普通徴収とは、納税通知書を交付することにより、直接納税者が納付する制度です。

### 2. 特別徴収する範囲

前年中に給与所得（給料、賃金、俸給、歳費、賞与等）があり、かつ、4月1日現在において引き続き給与の支払いを受けている人については、**特別徴収**の方法により市民税・府民税・森林環境税を徴収するよう定められています（地方税法第321条の4、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条及び交野市税条例第37条、第38条）。なお、特別徴収の方法により徴収する税額は、原則として、給与所得に係る所得割額と均等割額の合計額ですが、給与所得以外の所得を有する人については、**給与所得以外**の所得に係る所得割額を合算して税額を算出している場合もあります。

### 3. 特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項、交野市税条例第38条の規定により、所得税の源泉徴収義務者である事業者を特別徴収義務者として指定しています。

### 4. 特別徴収税額の通知

特別徴収の方法により徴収することとなる場合は、毎年5月31日までに「特別徴収税額の決定通知書」（特別徴収義務者用と納税義務者用をそれぞれ一部）をお送りします。（納税義務者用は、切り離して、開封せずに各給与所得者にお渡しください。）

## ■ 特別徴収税額の納入について

### 1. 特別徴収税額の納税者からの徴収

お届けしました特別徴収税額の通知書に記載されている月割額を、**6月から翌年5月までの毎月（12回）**、給与の支払いをする際に徴収してください。

### 2. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に所得や控除の修正、または退職などによる「給与支払報告（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書」（以下、「給与所得者異動届出書」）を受理したことにより、特別徴収税額が変更となる場合には、特別徴収税額の変更通知書を送付いたしますので、これによって以後の月割額を徴収のうえ納入してください。（※）

### 3. 特別徴収税額の納入

#### ① 納入期限

月割額を徴収した月の**翌月の10日**（この日が土曜、日曜、祝祭日のときは翌平日）までとなります。

#### ② 納入方法

各納税者から徴収した月割額の合計額（納入金額）を同封の納入書で納入してください。各月別の表示がしてありますので、必ず該当月の納入書をご使用ください。なお、誤って記入された場合は必ず予備の納入書をご使用ください。

◎ 納入書にはあらかじめ「納入金額（1）」欄に金額が記載されていますので、この金額に変更がないときは記入の必要はありません。

◎ 特別徴収税額の変更によって「納入金額（1）」に変更があったときは、記載金額を抹消し、「納入金額（2）」の「給与（一括徴収分を含む）」欄及び「合計額」欄に納入金額を記入してください。

（※）年度途中で納入金額に変更が生じた場合、変更後の金額を記載した納入書を同封いたしますので、そちらで納入ください。

### ③ 納期の特例の場合

給与の支払いを受ける人が常時 10 人未満である場合、特別徴収税額のうち 6 月分から 11 月分を 12 月 10 日まで、12 月分から翌年 5 月分を翌年 6 月 10 日までの年 2 回に分けて納入することができます。この場合、「特別徴収税額の特例に関する承認の申請書」を提出する必要があります。(申請書が必要な場合は、当市ホームページよりダウンロードいただくか、市民税係までご連絡ください。)

### ④ 退職者の一括徴収の場合

退職などにより、残税額を給与または退職手当等から一括徴収していただいた場合は、その徴収された月の翌月の 10 日までに他の納税者に係る特別徴収税額とあわせて納入書によって納めていただきます。

### ⑤ 退職所得(分離課税)に係る市民税・府民税の納入手続き

退職手当等を支払われる際には、所得税と同様に市民税・府民税を徴収して、退職者が退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在の住所地にある市町村に、徴収された月の翌月の 10 日までに納入書により納入してください。…… ④、⑤については、P.4 「6. 納入書の記入例②」をご覧ください。

※退職所得に係る税額は、申告納税となりますので、特別徴収義務者が計算の上、税金を納入してください。

※特別徴収義務者が**個人事業主の場合は**、巻末の「退職所得に係る個人市民税・府民税の納入申告書」を納入先市町村へ提出してください。納入書裏面の様式は使用しないでください。

## 4. 督促手数料と延滞金

未納のため督促状を發した場合には、税金のほかに督促状 1 通につき 50 円の督促手数料と納期限の翌日から税金完納までの日数に応じ、税額(1,000 円未満の端数切り捨て、税額全額が 2,000 円未満の場合は全額切り捨て)に原則として次の割合の延滞金がかかります。

①納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については年 7.3%

②納期限の翌日から 1 か月を経過した後の期間については年 14.6%

ただし、令和 3 年 1 月 1 日より次の特例が適用されています。

●納期限の翌日から 1 か月を経過する日まで・・・ 延滞金特例基準割合(平均貸付割合+1%) + 1%

●納期限の翌日から 1 か月を経過した日以後・・・ 延滞金特例基準割合(平均貸付割合+1%) + 7.3%

※「延滞金特例基準割合」とは、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示される割合(平均貸付割合)に年 1%を加算した割合で、令和 8 年の平均貸付割合は年 0.8%です。

※この場合における年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合です。

※確定した延滞金が 1,000 円未満の場合は全額を切り捨てます。また、延滞金に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

## 5. 納入取扱場所

### 収納取扱金融機関(令和 8 年 4 月 1 日現在)

みずほ銀行・りそな銀行・京都銀行・関西みらい銀行・池田泉州銀行・京都信用金庫・枚方信用金庫・大阪信用金庫・近畿労働金庫・北河内農業協同組合・成協信用組合・のぞみ信用組合・大同信用組合以上の各本支店

交野市役所内の指定金融機関、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局※

(金融機関の名称は、統廃合等により変更される場合があります。)

※近畿 2 府 4 県を除くゆうちょ銀行・郵便局で新たに納入される場合は、本市の特別徴収に係る市民税・府民税・森林環境税の取扱ゆうちょ銀行・郵便局として指定する必要があります。納入の際にはこのしおり巻末の「市民税・府民税・森林環境税払込み取扱局指定通知書」に局名を記入のうえ、当該ゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

6. 納入書の記入例

退職などにより、納入額が変更となる場合は、変更後の納入書をお送りしますが、その送付前に納入いただく場合や、退職所得分の税額がある場合、次の例をご参考に納入書を修正のうえ納入してください。また、領収証書、納入書、納入済通知書の3票とも同様に記入してください。

① 「退職者の一括徴収の場合」

1月分特別徴収税額 11,700円  
 1月分一括徴収税額 46,800円  
 計 58,500円



「納入金額(1)」欄の「11,700」を横2本線で抹消し、「納入金額(2)」の「給与(一括徴収分を含む)」欄及び「合計額」欄には「58,500」と記入してください。

大阪府交野市 市 府 民 税 納 入 済 通 知 書 ㊦  
 市 林 環 境 税 特 別 徴 収

市町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名
2 7 2 3 0 2	00980-5-960155	交野市会計管理者
月別	年 月 日	納入金額(1) 円
	年 0 1 / 月 1 2 3 4 5 6 7 8 / 日	11700
272302	納 入 金 額 (1) 円	58500
納入すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入して下さい。	給 与 (一括徴収分を含む)	58500
	退 職 所 得 分	
	延 滞 金	
納期限	額 督 促 手 数 料	
取 り ま と め 店	合 計 額	58500
〒539-8794 大阪府金事務所	(特別徴収義務者)納入書番号	
	住 所 又 は 所 在 地	交野市私部0-0-0
	氏 名 又 は 名 称	〇〇△△株式会社

上記のとおり通知します。(受付店→取りまとめ店(表面参照)→交野市)(交野市保管)

② 「退職者に退職所得がある場合」

1月分特別徴収税額 11,700円  
 1月分一括徴収税額 46,800円  
 計 58,500円

退職所得に係る特別徴収税額 462,000円  
 内訳 ( 市民税 277,200円 )  
 ( 府民税 184,800円 )



「納入金額(1)」欄の「11,700」を横2本線で抹消し、「納入金額(2)」の「給与(一括徴収分を含む)」欄には「58,500」、「退職所得分」欄には「462,000」と記入してください。また、退職所得に係る特別徴収税額がある場合は、納入書の裏面にも記入してください。

大阪府交野市 市 府 民 税 納 入 済 通 知 書 ㊦  
 市 林 環 境 税 特 別 徴 収

市町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名
2 7 2 3 0 2	00980-5-960155	交野市会計管理者
月別	年 月 日	納入金額(1) 円
	年 0 1 / 月 / 日	11700
272302	納 入 金 額 (1) 円	58500
納入すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入して下さい。	給 与 (一括徴収分を含む)	58500
	退 職 所 得 分	462000
	延 滞 金	
納期限	額 督 促 手 数 料	
取 り ま と め 店	合 計 額	520500
〒539-8794 大阪府金事務所	(特別徴収義務者)納入書番号	
	住 所 又 は 所 在 地	交野市私部0-0-0
	氏 名 又 は 名 称	〇〇△△株式会社

上記のとおり通知します。(受付店→取りまとめ店(表面参照)→交野市)(交野市保管)

(退職所得用) <裏面>

市 府 民 税 納 入 申 告 書

交野市長 へ  
 年 月 / 日 提出

	年 / 月 分	人 員 / 人
退職手当等支払金額	18640750	
特別徴収税額	277200	
市民税		
府民税	184800	

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者)  
 住所 〒576-0052  
 所在地 交野市私部0-0-0  
 氏名又は名称 〇〇△△株式会社  
 法人番号 1123412341234

(受付印)

※この退職所得に係る特別徴収税額は、7ページの計算例をもとにしていますので、併せてご覧ください。

※個人事業主の方につきましては、巻末の「退職所得に係る市民税・府民税の納入申告書(個人事業主用)」を作成し、納入先市町村へ直接提出してください。(納入書裏面の「市民税・府民税の納入申告書(退職所得用)」の記載は不要です。)

※すべての特別徴収義務者について、巻末の「退職所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書」の提出が必要です。

## ■ 納税者が転勤や退職などで異動した場合の手続き

**納税者に異動があった場合は、翌月の 10 日までに必ず「給与所得者異動届出書」を提出してください。**

### 1. 転勤の場合

転勤により勤務先が変わった場合、その新しい勤務先でも引き続いて特別徴収の方法によって徴収されることを納税者が希望した場合には、特別徴収を継続します。

この場合、新たに給与などの支払いをすることとなった勤務先の名称と所在地、その他の必要事項を記入した「給与所得者異動届出書」を、転勤のあった月の翌月の 10 日までに提出してください。なお、新しい勤務先へは次回からの月割額及び徴収開始月を連絡してください。

### 2. 退職などの場合

退職や休職などにより、特別徴収税額のうち給与から徴収できなくなった税額がある場合は、普通徴収の方法で納税者が直接納付していただくか、特別徴収義務者において給与または退職手当等から一括して徴収し納入していただくことになります。

#### ① 一括徴収する場合

特別徴収税額のある納税者が退職された場合において、特別徴収税額のうち残税額（未徴収税額）については、次により退職手当等が支払われた際に、特別徴収義務者において一括して徴収し納入していただくことになります。

この場合、特別徴収義務者から「給与所得者異動届出書」を提出していただくことになりますが、**必ず「一括徴収」欄に徴収予定額、納入月を記入して、給与の支払いを受けなくなった月の翌月の 10 日までに提出してください。**

#### ● 退職の日が 6 月 1 日から 12 月 31 日までの場合

退職した納税者から一括徴収の申し出がある場合は、残税額をまとめて徴収してください。

#### ● 退職の日が翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までの場合

残税額を超える給与または退職手当等が 5 月 31 日までに支給されれば、一括徴収の申し出がない場合であっても、残税額をまとめて徴収してください。

#### ② 一括徴収しない場合（普通徴収への切り替え）

特別徴収税額のある納税者が退職された場合において、特別徴収税額のうち給与から徴収できなくなった税額は、普通徴収の方法で納税者から直接納めていただきます。

この場合、退職した納税者の住所、氏名、特別徴収税額（年税額）、徴収済税額、未徴収税額、異動事由及び**一括徴収しない旨**を記入した「給与所得者異動届出書」を、給与の支払いを受けなくなった月の翌月の 10 日までに提出してください。

※ 「給与所得者異動届出書」の提出が遅れる、または提出のない場合は、転勤・退職された納税者が一度に多くの税額を納めなければならなくなります。また、特別徴収義務者についても、転勤・退職された納税者に係る翌月以降分の特別徴収税額が未納となり、事情不明のまま督促状が発送されるなどご迷惑をおかけすることにもなりますので、必ず提出期限までに提出してください。

### 3. 「給与所得者異動届出書」の記入例

#### 【退職：一括徴収しない場合】

受付印 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

整理番号

給与 576-8501

給与 交野市長 交野市私1丁目1番1号 交野 花子

支取先 交野市役所

072-892-0121

12345678

123

87654321

氏名 交野 太郎

特別徴収税額(年税額) 840,000

徴収済税額(年税額) 350,000

未徴収税額(年税額) 490,000

異動年月日 10月31日

異動事由 1 転勤・転居 2 退職 3 死亡 4 転居 5 長欠 6 支払少額 7 支払不規則 8 その他( )

異動後の未徴収税額の徴収方法 特別徴収継続 一括徴収 普通徴収(本人が納付)

1 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

2 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

3 普通徴収の場合(一括徴収しない場合) (Dの2)に当てはまらない場合に記入してください。)

市役所使用欄 この欄には何も書かないでください。

#### 【退職：一括徴収する場合】

受付印 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

整理番号

給与 576-8501

給与 交野市長 交野市私1丁目1番1号 交野 花子

支取先 交野市役所

072-892-0121

12345678

123

87654321

氏名 交野 太郎

特別徴収税額(年税額) 840,000

徴収済税額(年税額) 560,000

未徴収税額(年税額) 280,000

異動年月日 1月31日

異動事由 1 転勤・転居 2 退職 3 死亡 4 転居 5 長欠 6 支払少額 7 支払不規則 8 その他( )

異動後の未徴収税額の徴収方法 特別徴収継続 一括徴収 普通徴収(本人が納付)

1 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

2 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

3 普通徴収の場合(一括徴収しない場合) (Dの2)に当てはまらない場合に記入してください。)

市役所使用欄 この欄には何も書かないでください。

#### 【転勤の場合】

受付印 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

整理番号

給与 576-8501

給与 交野市長 交野市私1丁目1番1号 交野 花子

支取先 交野市役所

072-892-0121

12345678

123

87654321

氏名 交野 太郎

特別徴収税額(年税額) 840,000

徴収済税額(年税額) 280,000

未徴収税額(年税額) 560,000

異動年月日 10月1日

異動事由 1 転勤・転居 2 退職 3 死亡 4 転居 5 長欠 6 支払少額 7 支払不規則 8 その他( )

異動後の未徴収税額の徴収方法 特別徴収継続 一括徴収 普通徴収(本人が納付)

1 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

2 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

3 普通徴収の場合(一括徴収しない場合) (Dの2)に当てはまらない場合に記入してください。)

市役所使用欄 この欄には何も書かないでください。

## ■ 退職所得（分離課税）に係る市民税・府民税の特別徴収について

市民税・府民税は、所得の発生した翌年度に課税されますが、退職所得（退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与、以下「退職手当等」といいます。）の課税については、所得税と同様に他の所得と分離して退職手当等の支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて納入することになっています。

また、個人事業主の方が退職所得（分離課税）に係る市民税・府民税の特別徴収税額を納入される際は、巻末の「退職所得に係る市民税・府民税の納入申告書（個人事業主用）」を別途作成し、納税先市町村へ提出していただく必要があります。

### 1. 分離課税に係る所得割の納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において交野市に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。ただし、1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は除きます。

### 2. 分離課税に係る所得割額の計算

その年中の退職手当等の収入金額から、退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額に、市民税及び府民税の税率を乗じて算出した金額が、分離課税に係る所得割額です。

#### 【課税退職所得金額の算出】

$(\text{退職手当等収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{課税退職所得金額 (1,000円未満端数切捨て)}$

※ 勤続年数5年以内の法人役員等については2分の1の適用はありません。

※ 勤続年数5年以内の法人役員等以外については退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分は2分の1の適用はありません。

#### 【退職所得控除額の算出】

● 勤続年数20年以下 ……  $40\text{万円} \times \text{勤続年数 (最低保障額 } 80\text{万円)}$

● 勤続年数20年超 ……  $70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年}) + 800\text{万円}$

※ 勤続年数の1年未満の端数は1年に切り上げ

※ 退職手当等の支払いを受ける人が、在職中に障害者となったことにより退職したと認められた場合は、退職所得控除額に100万円を加算します。

#### 【退職所得に係る市・府民税額の算出】

● 市民税 ……  $\text{課税退職所得金額} \times 6\% = \text{市民税額 (100円未満切捨て)}$

● 府民税 ……  $\text{課税退職所得金額} \times 4\% = \text{府民税額 (100円未満切捨て)}$

#### 【計算例】

● 退職手当等の収入金額「18,640,750円」、勤続年数「22年」の場合

退職所得控除額 ……  $70\text{万円} \times (22\text{年} - 20\text{年}) + 800\text{万円} = 940\text{万円}$

課税退職所得金額 ……  $(18,640,750\text{円} - 940\text{万円}) \times 1/2 = 4,620,375\text{円} \Rightarrow 4,620,000\text{円}$

市民税 ……  $4,620,000\text{円} \times 6\% = 277,200\text{円}$

府民税 ……  $4,620,000\text{円} \times 4\% = 184,800\text{円}$

特別徴収税額 ……  $277,200\text{円} + 184,800\text{円} = 462,000\text{円}$

# ■ 市民税・府民税・森林環境税のあらまし

## 1. 賦課の根拠

個人の市民税・府民税・森林環境税は地方税法第24条及び第294条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条及び大阪府税条例第18条及び交野市税条例第14条の規定により、次に該当する人に課税されます。

賦課期日（1月1日）現在で

- ・当市内に住所のある人
- ・当市内に事務所、事業所または家屋敷のある人で当市に住所のない人（森林環境税を除きます）

## 2. 非課税の範囲

- ◇ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ◇ 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親に該当し、前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- ◇ 均等割を課税されるべき人のうち、前年中の合計所得金額が下記の算式で求めた金額以下の人については、均等割は非課税です。

$$35 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養人数} + 1) + 21 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \geq \text{合計所得金額}$$

- ◇ 所得割を課税されるべき人のうち、前年中の総所得金額等の合計額が下記の算式で求めた金額以下の人については、所得割は非課税です。

$$35 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養人数} + 1) + 32 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \geq \text{総所得金額等の合計額}$$

※ 均等割非課税の21万円、所得割非課税の32万円の加算は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合のみ適用となります。また、総所得金額等の合計額とは、合計所得金額に純損失などの繰越控除を適用した後の金額です。

## 3. 市・府民税・森林環境税の算出方法

$$\begin{aligned}
 & \left[ \begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ (\text{所得金額} - \text{①所得控除額}) \\ (\text{千円未満切り捨て}) \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{② 所得割} \\ \text{の税率} \end{array} - \begin{array}{c} \text{③ 調整} \\ \text{控除額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{④ 配当} \\ \text{控除額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{⑤ 住宅借入金等特別税額控除額} \\ \end{array} \\
 & - \begin{array}{c} \text{⑥ 寄附金} \\ \text{税額控除額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{⑦ 配当割額控除額・株式} \\ \text{等譲渡所得割額控除額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{② 均等割・森林環境税} \\ \text{の税額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{市民税額} \\ \text{府民税額} \\ \text{森林環境税額} \\ (\text{百円未満切り捨て}) \end{array}
 \end{aligned}$$

### ①所得控除額

単位：万円

	扶養控除				扶養障害			本人障害		寡婦	ひとり親	勤労学生	基礎控除			
	特定	老人	内同居	一般	特別	内同居	一般	特別	一般				合計所得金額2,400万円以下	合計所得金額2,400万円超2,450万円以下	合計所得金額2,450万円超2,500万円以下	合計所得金額2,500万円超
市・府民税 (所得税)	45 (63)	38 (48)	+7 (+10)	33 (38)	30 (40)	+23 (+35)	26 (27)	30 (40)	26 (27)	26 (27)	30 (35)	26 (27)	43	29	15	0

配偶者控除				配偶者特別控除			
納税者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、納税者と生計を一にする配偶者（内縁関係を除く。）の前年中の合計所得金額が58万円以下である場合				納税者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、納税者と生計を一にする配偶者（内縁関係を除く。）の前年中の合計所得金額が左の範囲に該当する場合			
	納税者の所得が900万円以下	納税者の所得が900万円超950万円以下	納税者の所得が950万円超1,000万円以下	納税者の所得が900万円以下	納税者の所得が900万円超950万円以下	納税者の所得が950万円超1,000万円以下	納税者の所得が950万円超1,000万円以下
一般	33	22	11	58万円超95万円以下	33	22	11
老人	38	26	13	95万円超100万円以下	33	22	11
				100万円超105万円以下	31	21	11
				105万円超110万円以下	26	18	9
				110万円超115万円以下	21	14	7
				115万円超120万円以下	16	11	6
				120万円超125万円以下	11	8	4
				125万円超130万円以下	6	4	2
				130万円超133万円以下	3	2	1

雑損控除	①と②のいずれか多い金額 ※差引損失額＝損害金額－保険金などで補てんされた金額 ①差引損失額－（総所得金額の合計額×10％） ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円		特定親族特別控除		
医療費控除 （支払った医療費－保険金などで補てんされた金額）－（総所得金額等の合計額×5％又は10万円のいずれか少ない金額） *控除限度額200万円			58万円超95万円以下	45	
スイッチOTCに係る医療費控除 （支払った金額－保険金などで補てんされた金額）－12,000円 *控除限度額88,000円 *医療費控除との併用不可			95万円超100万円以下	41	
社会保険料控除 支払額全額			100万円超105万円以下	31	
小規模企業共済等掛金控除 支払額全額			105万円超110万円以下	21	
生命保険料控除 （全体の控除限度額7万円） ※一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式で計算した控除額の合計額。 ※一般生命保険料又は個人年金保険料については新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）。ただし旧契約のみで計算した控除額が28,000円を超える場合は、その控除額（限度額35,000円）。	新契約 （一般・年金・介護） ※平成24年1月1日以降に契約を締結したもの	12,000円以下	支払保険料の全額	15,000円以下	支払保険料の全額
		12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
		32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
		56,001円以上	28,000円（限度額）	70,001円以上	35,000円（限度額）
地震保険料控除 ※地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、その控除額の合計額（限度額25,000円） ※同一の契約において、地震保険契約と旧長期損害保険料契約の両方の契約区分に該当する場合は、選択により、いずれか一方の契約区分に該当するものとして計算する。	地震保険料を支払った場合	50,000円以下	支払保険料の全額×1/2	5,000円以下	支払保険料の全額
		50,001円以上	25,000円（限度額）	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円
				旧長期損害保険料を支払った場合	15,001円以上

②税額・税率

〔均等割・所得割・森林環境税の税額・税率〕

区分	市民税	府民税
均等割	3,000円	1,300円
所得割	6%	4%

※平成28年度から令和9年度まで、府民税均等割1,000円に森林環境税として300円が加算されます。

区分	国税
森林環境税	1,000円

〔分離課税に係る所得割の税率〕

区分	市民税	府民税	
分離短期譲渡	3%	2%	
分離長期譲渡	国等に対する譲渡	3%	2%
	一般の譲渡	5.4%	3.6%
	優良住宅地等に係る譲渡	2.4%	1.6%
	居住用財産の譲渡(所有期間10年超)	2.4%	1.6%
一般の譲渡	3%	2%	
一般株式等の譲渡	3%	2%	
上場株式等の譲渡			
上場株式等の配当等			
先物取引			

③調整控除額

所得税よりも市・府民税の方が基礎控除や扶養控除などの人的控除が低く定められているため、その差額を調整するための控除です。人的控除額の差に基づき下記の金額が控除されます。合計所得金額が2,500万円を超えている場合、適用はありません。

〔合計課税所得金額※が200万円以下の場合〕

いずれか少ない金額	市民税	府民税
人的控除額の差の合計額	3%	2%
合計課税所得金額		

〔合計課税所得金額※が200万円超の場合〕

区分	市民税	府民税
人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)↓	3%	2%
上記で算出した合計金額が2,500円未満の場合は2,500円(市民税1,500円、府民税1,000円)		

※合計課税所得金額とは、総所得、退職所得、山林所得の課税標準額の合計額です。人的控除額の差

控除の種類	金額	控除の種類	納税者の前年中の合計所得金額
障害者控除	一般 1万円	配偶者控除(一般)	900万円以下 5万円
	特別 10万円		900万円超 950万円以下 4万円
	同居特別障害者加算 12万円	配偶者控除(老人)	950万円超 1,000万円以下 2万円
	寡婦控除 1万円		900万円以下 10万円
ひとり親控除	父 1万円*	900万円超 950万円以下 6万円	
	母 5万円	950万円超 1,000万円以下 3万円	
勤労学生控除 1万円			
扶養控除	一般 5万円	基礎控除	2,400万円以下 5万円
	特定 18万円		2,400万円超 2,450万円以下 5万円*
	老人 10万円		2,450万円超 2,500万円以下 5万円*
同居老親 13万円			

\*印の金額は、調整控除の算出に用いる数字であり、所得控除額の実際の差額とは一致しません。

④配当控除額

配当所得のある人は下記の配当控除額が市・府民税の所得割額から差し引かれます。(対象とならない配当所得もあります。)

区分	課税標準額	市民税	府民税
利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託など	1,000万円以下	1.6%	1.2%
	1,000万円超	0.8%	0.6%
一般外貨建等証券投資信託	1,000万円以下	0.4%	0.3%
	1,000万円超	0.2%	0.15%
上記以外の証券投資信託(私募証券投資信託など)	1,000万円以下	0.8%	0.6%
	1,000万円超	0.4%	0.3%

⑤住宅借入金等特別税額控除額等

〔対象者〕

平成21年から令和7年までに入居し、所得税から住宅ローン控除可能額を控除しきれない人

〔控除額〕(A、Bのいずれか少ない金額)

- 平成28年1月1日以降に入居し消費税5%で当該住宅を購入した人(最長10年適用)
- 令和4年1月1日以降令和7年12月31日までに入居した人(最長13年適用)

A	所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額
B	所得税の課税総所得金額等の合計額の5% (上限97,500円)

- 平成28年1月1日以降に入居し消費税8%で当該住宅を購入した人(最長10年適用)
- 令和元年10月1日から令和3年12月31日までに入居し、消費税10%で当該住宅を購入した人(最長13年適用)
- 令和4年中に入居し、新型コロナウイルス感染症に係る特例を受けた人(最長13年適用)

A	所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額
B	所得税の課税総所得金額等の合計額の7% (上限136,500円)

※住宅借入金等特別税額控除として適用される金額のうち、3/5の金額が市民税所得割から、2/5の金額が府民税所得割から控除されます。

⑥寄附金税額控除額

基本控除額	
寄附先	※都道府県・市区町村、大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪府支部への寄附金、大阪府・交野市の条例で指定されたもの
控除額	寄附金(総所得金額等×30%までを上限)－2,000円  ×10% (市：6% 府：4%)

特例控除額			
寄附先	※都道府県・市区町村(ふるさと納税)		
控除額	(寄附金－2,000円)×下表に示す割合 (市：3/5 府：2/5)		
課税総所得金額－人的控除の差		割合	
0円以上	195万円以下	84.895%	
195万円超	330万円以下	79.79%	
330万円超	695万円以下	69.58%	
695万円超	900万円以下	66.517%	
900万円超	1,800万円以下	56.307%	
1,800万円超	4,000万円以下	49.16%	
4,000万円超		44.055%	
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)		90%	
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)		地方税法に定める割合	

※特例控除額は、市・府民税所得割額の20%が上限額です。

※指定対象外の団体に対する寄附金は対象外となります。

⑦配当割額控除額

株式等譲渡所得割額控除額

上場株式等に係る配当所得および譲渡所得(特定口座で源泉徴収有りを選択している場合のみ)を申告された場合は、すでに特別徴収された地方税額が配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額として控除されます。

なおこの場合、特別徴収された地方税額のうち、3/5の金額を市民税所得割額から、2/5の金額を府民税所得割額から控除することができます。

市・府民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について

市・府民税の住宅借入金等特別税額控除額は、勤務先から提出された給与支払報告書等をもとに、市で算出のうえ控除します。給与支払報告書に住宅借入金等特別控除の額、住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日の記載が無い場合は、市・府民税の住宅ローン控除の適用が受けられない可能性がありますので、記載もれのないようお願いいたします。



## 特別徴収切替依頼書

受付印  交野市長 年 月 日提出	特別徴収義務者	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号	(新規)
	法人番号	フリガナ	フリガナ	納入書	要・不要
	名称	フリガナ	フリガナ	連絡先	所属 担当 電話

### ◎ 次の者について、令和 年 月分から特別徴収を希望します。

特別徴収に切り替える者 通知(書)番号もしくは宛名番号 フリガナ	普通徴収切替 期別 [ 1・2・3・4・随時 ] 期以降を切替希望 ※過年度および納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができません。 必要な場合のみ記入してください。	期別を○で囲んでください 月 日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡いたします。
氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 1月1日時点の住所 現在の住所 受給者番号	月割額の連絡	

◎特別徴収税額通知書を電子で受け取ると給与支払報告書で申告している場合は、受給者番号は必須となります。

※二重納付を防ぐため、残りの納付書(納期未到来分)を同封してください。

※通知(書)番号(宛名番号)が不明の場合は空欄のまま提出してください。

※希望開始月の記載がない場合は20日到着分までは翌月から、20日以降月末到着分までは翌々月分からとします。

◎特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の所在地・名称を記入してください。

送	フリガナ	〒
付	所在地	〒
先	フリガナ	
	名称	
	電話番号	( )

## 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	交野市長 年 月 日 提出	( 特別徴収義務者 ) 給 与 支 払 者	〒 _____ 所在地 (住所) 法人番号 名 称	〒 _____ 特別徴収義務者 指 定 番 号 担 当 者 所 属 氏 名 電 話 ( ) _____
---	------------------	--------------------------	---------------------------------------	---

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ	〒 _____	〒 _____
所 在 地 (住 所)	〒 _____	〒 _____
フリガナ		
方 書 き (ヒル・階数等)		
フリガナ		
名 称		
電 話 番 号	( ) _____	( ) _____

◎特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の所在地・名称を記入してください。

変 更 理 由 ( 該 当 項 目 を チェ ッ ク ) <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> 事業所等の移転 <input type="checkbox"/> 事業所等の廃止 <input type="checkbox"/> その他( )	送 付 先 〒 _____ フリガナ 所 在 地 〒 _____ フリガナ 名 称 〒 _____ 電 話 番 号 ( ) _____
--	--

注) この変更届出書を提出されましたも、法人市民税に係る異動届出書を提出したことはありませんのでご注意ください。

# 退職所得に係る個人市民税・府民税の納入申告書

【個人事業主用】

(退職所得用)

市民税 府民税 納入申告書											
交野市長あて 年 月 日 提出											
						年 月 分			人員 人		
退職手当等支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴 収税額	市民税										
	府民税										
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											
(特別徴収義務者) 住所 〒  氏名									(受付印)		
個人番号											

## 退職所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書

(あて先) 交野市長 年 月 日 提出		徴収月		納入年月日		所在地 〒 - - フリガナ 名称 (氏名)		特別徴収義務者 指定番号 所屬 担当 電話	
		年 月 分		年 月 日					
		納入税額計		人員計				連絡先	
		円		人					
住所	退職手当等の支払を受ける者の住所・氏名		退職金支払日		退職所得控除額の計算 の基礎となった勤続期間 及び勤続年数		徴収された税額 (100円未満の端数切捨)		備考
			退職手当等支払金額						
氏名			当 年	年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	円	円	円
			先 順 位	円	※1年未満の端数切上げ		円	円	円
住所			当 年	年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	円	円	円
			先 順 位	円	※1年未満の端数切上げ		円	円	円
氏名			当 年	年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	円	円	円
			先 順 位	円	※1年未満の端数切上げ		円	円	円
住所			当 年	年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	円	円	円
			先 順 位	円	※1年未満の端数切上げ		円	円	円
氏名			当 年	年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	円	円	円
			先 順 位	円	※1年未満の端数切上げ		円	円	円

(注) ・退職所得等にかかる市民税・府民税特別徴収税額を納入の際に、あわせて交野市収納管理課に提出いただきますようお願いいたします。  
 ・A4の用紙に印刷の上、使用してください。  
 ・退職手当等の支払を受ける者が、本年中または前年4年以内に支払の確定した退職所得の支払を受けたことがある場合には、「退職所得申告書」の写しを添付してください。

# 市民税・府民税・森林環境税払込み取扱局指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、  
本市の市民税・府民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱局  
に指定しましたので通知します。

認可又は承認番号	貯業2第159号の2
口座番号	00980-5-960155
加入者の名称	交野市会計管理者
取りまとめ局	大阪貯金事務センター (〒539 - 8794)

年 月 日

様

大阪府 交 野 市 長  
(公印省略)

市民税・府民税・森林環境税取扱局について

近畿2府4県を除くゆうちょ銀行・郵便局で新たに納入される場合は、本市の特別徴収に係る市民税・府民税・森林環境税の取扱ゆうちょ銀行・郵便局として指定する必要があります。納入の際にはこの通知書に局名を記入のうえ、当該ゆうちょ銀行・郵便局に提出していただきますようお願いいたします。

# 交 野 市 役 所

〒576-8501 大阪府交野市私部 1 丁目 1 番 1 号 Tel.072-892-0121(代)

問い合わせ 課税に関すること…課税課市民税係  
納税に関すること…収納管理課

ホームページ <https://www.city.katano.osaka.jp>